

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十月十六日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県規則第七十四号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（平成三年佐賀県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の1の(2)の項のイ中「2,387,000円」を「2,401,000円」に改め、  
同表の3の項のウの(ア)の表中「17,300円」を「17,200円」に、「28,600円」  
を「28,500円」に、「22,300円」を「22,200円」に、「37,000円」を「36,900  
円」に、「32,800円」を「32,700円」に、「51,600円」を「51,400円」に、「39,300  
円」を「39,200円」に、「60,400円」を「60,200円」に、「49,800円」を「49,700  
円」に、「75,900円」を「75,700円」に改め、同項のウの(イ)の表中「16,900  
円」を「16,800円」に、「20,000円」を「19,900円」に、「17,500円」を「17,400  
円」に、「25,400円」を「25,300円」に改め、同表の11の項のイ中「134,200  
円」を「133,900円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。